職長教育のご案内

神戸東労働基準協会

労働安全衛生法第６０条により、政令に定める業種に該当する場合、新たに職務に就いたことになった職長及び労働者を直接指導又は監督する者に対しては、安全衛生教育の実施が義務付けられています。

また、労働安全衛生法第１６条により、建設業に態様する業種においては、安全衛生責任者を選任しなければなりません。

つきましては、下記のとおり両教育を開催いたしますので受講下さるようご案内いたします。

なお、労働安全衛生法施行令の改正により、令和５年４月１日より、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に、これまで対象外であった、「**食料品製造業**（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業（※）を除く）」、「**新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業**」が新たに追加されました。※は、すでに職長教育の対象

年間予定 :講習日は、概ね３か月前に決まり次第●の欄の月に記載いたします

	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
職長教育	21 日(水)、22 日(木)	11 日(水)、12 日(木)	17 日(木)、18 日(金)	●	●	●	●	―

講習場所:㈱神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティーセンター

㈱神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティーセンター
神戸市灘区浜田町４－１
JR「六甲道駅」より南へ徒歩約 15 分
阪神「新在家駅」より南へ徒歩７分

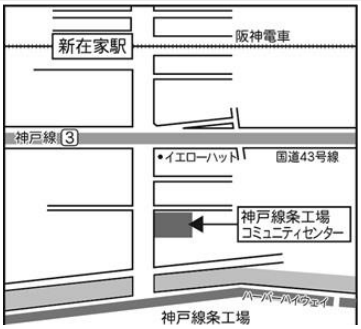

料金（請求書、領収書は、web 申し込みマイページより、ダウンロード出来ます）

職長教育 受講料

	合計(税込)	内訳	受講料(税込)	テキスト(税込)
会員 ※	**13,530 円**		12,650 円	880 円
非会員	**15,730 円**		14,850 円	

※神戸東、神戸西労働基準協会員

料金は、申込日から 15～20 日以内をメドに下記口座へ振込願います

振込手数料はご負担下さい。

ただし、締切日直前の申込の場合は、講習５日前までに振込願います

振込口座

三井住友銀行　三宮支店　普通口座　３１９２２１６　神戸東労働基準協会　振込手数料はご負担下さい

定員　各回　５０名

締切：講習初日の７日前　ただし定員になり次第締切ります

申込方法及び注意事項

受講申込は、兵庫労働基準連合会・協会 web 予約システム（リンク）にてお願いします

納入された受講料は、原則返金いたしません。

但し、受講者の変更は可能ですが、受講日の５日前までに申出下さい。

受講日に欠席、遅刻、早退された方等は、講習時間不足につき、修了証は交付いたしません。

会場には公共交通機関でお越し下さい。**(自動車、単車、自転車等の駐車場所はありません)**

ご提出の個人情報は、当事務所が責任をもって管理し本講習以外の目的には使用しません。

受講時準備品

受講票、筆記用具、本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）　印鑑、昼食等

カリキュラム

		講習科目	規定時間
1 日目	8:00-8:50	受付	
	8:50-9:00	オリエンテーション	
	9:00-9:20	職長の役割	20 分
	9:20-12:00	労働者に対する指導または監督の方法に関すること(含む休憩 10 分)	2.5 時間
	12:00-12:50	昼食休憩	
	12:50-14:50	作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	2 時間
	14:50-15:00	休憩	
	15:00-17:00	その他現場監督として行うべき労働災害防止活動に関すること	2 時間
2 日目	8:30-8:50	受付	
	8:50-9:00	オリエンテーション	
	9:00-12:05	危険又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること(含む休憩 5 分)	4 時間
	12:05-12:50	昼食休憩	
	12:50-13:50	危険又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること	
	13:50-15:20	異常時等における措置に関すること	1.5 時間

◇◇◇